

令和7年度 山形県強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)実施要領

1 目的

行動障がいを有する者のうち、いわゆる「強度行動障がい」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところです。一方、障がい特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障がいが低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

このため、強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の養成を図ることを目的とします。

※1 平成27年度から行動援護従事者養成研修カリキュラムが強度行動障害支援者養成研修(基礎研修+実践研修)カリキュラムと同内容になったことにより、平成27年度より、行動援護従事者養成研修を強度行動障がい支援者養成研修に統合して実施しています。行動援護従事者養成研修を修了する必要がある方は本研修(基礎研修)と実践研修(2日間)を修了する必要があります。本年度の実践研修の実施については後日お知らせします。

※2 本研修修了者は、受講科目が同一である重度訪問介護従事者研修(行動障害支援課程)について修了したものとみなされます。

2 主催 山形県

3 主管 社会福祉法人 愛泉会

4 受講対象者

山形県内の指定障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある障がい児・障がい者を支援対象にした業務に従事している者または障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障がいのある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等

5 研修日程及び会場

事前課題提出+全2日間の研修となります。

事前課題の詳細は受講決定時にお知らせします。

受講可能な日程を第3希望まで選択することができます。

日程	①令和7年7月29日(火)、7月30日(水)
	②令和7年8月6日(水)、8月7日(木)
	③令和7年9月3日(水)、9月4日(木)
会場	山形県庁 講堂(2階) (住所:山形市松波二丁目8番1号) ※詳細は受講決定時にお知らせします。

※ 申込み状況によっては、必ずしも希望する日程になるとは限りません。(会場の定員を超える希望があった場合やグループ演習の実施に必要な人数が集まらない場合は、調整する場合があります。)

※ 会場や日程が変更になる場合があります。その際はあらためてお知らせします。

6 研修カリキュラム

正式なカリキュラムは受講決定時にお知らせします。なお、研修には事前課題があります。

7 受講定員及び選定基準

180名程度とし、定員を超える申込みがあった場合は、次の点を考慮して選定します。

① 行動援護に係るサービスに従事している方、または本研修の修了が加算要件になっている事業所・施設の方。

《行動援護に係るサービス、本研修が加算要件の対象となるサービス》

- | | | | |
|----------|---------|-------------|---------|
| ・行動援護 | ・施設入所支援 | ・短期入所 | ・共同生活援助 |
| ・障害児入所施設 | ・児童発達支援 | ・放課後等デイサービス | |
| ・生活介護 | ・相談支援 | ・宿泊型自立訓練 | |

② 同一事業所から複数名申込みがある場合は、優先順位の高い方。

※ 申込状況により、同一事業所あたり上位1位のみのお受講とさせていただきますので予め御了承ください。

8 受講申込

(1) 申込に係る注意事項

- ◇ 申込内容に不備、虚偽のある場合は受付できません。
- ◇ 同一事業所から複数名の申込みを行う場合は、**必ず優先順位を付してください**。
- ◇ **受講決定後の受講者の変更、追加は受け付けません**。特に同一事業所内で複数名申込み場合は、各申込者の受講優先順位の付与について御留意願います。
- ◇ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、電子申請の入力項目に御記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合がありますので御了承ください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。

(2) 申込方法

電子申請と必要書類等送付の両方の申込が必要です。

1. 「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」で電子申請してください。

受講希望者1名につき1回の電子申請が必要です。電子申請の完了後、入力フォームにある『連絡先メールアドレス』に入力したメールアドレス宛に受講希望者毎に【申込完了通知メール】が自動発信されます。

電子申請の流れ 「**電子申請の手順**」を参照してください。

① 「令和7年度山形県強度行動障がい支援者養成研修の開催について」

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25koudouengokensyu.html>

「基礎研修」「申込方法」にある URL リンクをクリックしてください。

または、

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」

https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action

「手続き一覧」の中から、「令和7年度山形県強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）受講申込」をクリックしてください。

② **利用者登録せずに申込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し利用規約に同意した場合、**同意する** をクリックしてください。

※ 利用者登録をせずに申込むことができます。

③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し入力したメールアドレス宛に申込フォームの URL をお送りします。

- ※ 迷惑メール対策やURL リンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は解除してください。
- ④ URL から申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
- ※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。
- ※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。
- ※ システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。電子申請は早めに手続きしてください。
- ⑤ 申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けてください。

【申込内容を確認する場合】「申込内容の確認方法・申込内容の修正」を参照してください。

トップページから **申込内容照会** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

申込内容照会：https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action

【申込内容を修正する場合】

申込内容照会 メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

※注意事項※

修正を行うには、処理状況が **【処理待ち】** もしくは **【返却中】** の申込に限られます。
申込期限後の修正はできませんので、御注意ください。

2. 申込書類を受講申込書類送付先へ郵送してください。

必要書類（下記（4）参照）を**社会福祉法人愛泉会**あて提出してください。

提出頂いた申込書類に関しては返却できません。

送付先：〒990-0033 山形市諏訪町一丁目2番7号
社会福祉法人愛泉会 研修担当

片方のみや書類不備の場合、申込みをしたと認められませんので御承知願います。

(3) 申込締切日

電子申請：令和7年5月30日（金）17時00分まで手続き完了

申込書類郵送：令和7年5月30日（金）当日消印有効

※ 電子申請はそれ以降のアクセスは一切できません。また、期限を過ぎてからのお申込みは全て無効となります。時間に余裕をもってお申込みください。

※ 締切を過ぎたお申込みは、いかなる事情があっても受付しませんので御注意ください。

(4) 必要書類等

書類様式を変更した申込は無効となりますので御注意ください。

【受講希望者全員】

① 令和7年度山形県強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）**受講者推薦書**（別紙1）

② **返信用封筒**（受講希望者1人につき封筒1枚御準備ください。）

長形3号封筒（A4用紙が三つ折りに入るサイズ。これより小さいサイズは不可。）を使用し、**110円切手**を貼付のうえ、宛先（住所・所属事業所・受講者氏名）を記入してください。

※ 事業所ごとの一括送付希望は受け付けません。必ず、受講希望者1人につき封筒1枚御準備ください。

- (5) 受講の可否の決定は、6月下旬に発送する予定です。ただし、応募及び選考状況により遅れる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。
- (6) 受講の決定を受けた方は、必ず全課程受講くださるようお願いいたします。遅刻及び早退した場合は修了と認められませんので御注意ください。

9 研修受講にあたっての注意事項及び留意事項

- ◇ 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- ◇ 遅刻や離席（15分以上）をした場合、欠席とします。なお、途中退席も15分以上は欠席とみなします。翌年度以降受講する場合、全日程受講が必要となります。科目の免除はありません。
- ◇ 入所施設等で従事されている方もおられますので、受講の際にはマスク着用等の御協力をお願いします。発熱・咳等の症状があるなど体調の悪い方は、研修の受講をお控えいただく場合があります。
- ◇ 会場内が暑い場合、又は空調設備により涼しくなる場合がございますので、着脱しやすい衣服による調整や水分の御用意を各自お願いいたします。

10 自然災害の発生時と対応について

自然災害発生の影響により、主催者において研修の実施が不可能と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。延期・中止の際の詳細はホームページにてお知らせします。自然災害により出席が困難となった場合は、山形県障がい福祉課もしくは愛泉会まで御連絡ください。

11 修了証書

全科目（講義・演習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付します。なお、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 定められた期日に事前課題の提出がない場合。また、取り組みが不十分な場合
- ◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合（研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用を含む）
- ◇ 他の受講者と内容が酷似した事前課題を提出した場合、または事前課題に空欄が多い等不備がある場合には再提出を求める場合があります。

※ 修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。紛失した場合、研修を修了したことを証明する書類が必要な場合には「修了証明書」を発行します。希望される方は、山形県障がい福祉課（023-630-2148）まで連絡をしてください。なお、発行までに2～3週間の時間を要します。紛失しないよう管理をお願いします。

12 その他

- (1) 研修の受講料として1名につき6,500円を申し受けます。（納付方法は受講決定時に連絡します。）
なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 旅費等の研修にかかる費用は、各所属において負担してください。
- (3) 受講者に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、履修状況管理、研修終了後の修了証書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
- (4) 研修の開催に際し変更があった場合には、山形県ホームページに掲載しますので適宜御確認ください。
- (5) 研修に関する問合せ、申込みは下記をお願いします。
※ 申込期間中は問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等がありますので御容赦ください。

《研修の内容（事前課題、受講料振込等）、電子申請以外の受講申込みに関する問い合わせ》

〒990-0033 山形市諏訪町一丁目2番7号

社会福祉法人愛泉会 研修担当

TEL 023-664-2117 FAX 023-664-2118

電話受付時間：平日 9時～17時00分（12時～13時を除く）

《電子申請、研修制度（資格要件等）に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111

電話受付時間：平日 9時～16時30分（12時～13時を除く）

《加算に関する問い合わせ》

事業所所在地の指定権者へ直接お問い合わせください。